

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)  
土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)  
保安林の指定予定(二件)(森林保全課)  
保安林の指定の解除予定(三件)(〃)  
公共測量の実施(管理課)
- ◇選 管 告 示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の  
数等
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇正 誤 平成九年八月二十二日付鳥取県告示第五百六十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百九十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊達内科小児科医院	鳥取市桜谷三六七	平成九年八月二十三日
大津医院	倉吉市福吉町一三八九一五	平成九年八月三十一日
浪花整形外科	東伯郡東伯町大字徳万五三九一六	平成九年九月一日
かわばた薬局	鳥取市川端五二〇五	平成九年八月二十五日
加藤調剤薬局ふくば店	倉吉市福庭町一丁目一一一	平成九年九月一日

### 鳥取県告示第五百九十八号

岩美町が行う土地改良事業(非補助土地改良事業下前田地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成九年九月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十九号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字柳谷奥八〇八、八〇九、字梨子ノ木谷八三四、八三五、八三六の一、八三七、八三九の一、八三九の二、八四〇から八四二まで、字奥目谷八四四の一、八四五の一、八四六の一、八四六の三、八四七の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一五二七、一五二七の一、一五二八、一五二九の一、一五二九の三、一五三〇、一五三一、一五三一の一、大字三倉字奥城ノ谷一六二二の一、字八兵衛谷一六二二の三八、一六二三の一から一六二三の三まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字古城谷一五二九の三

(二) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜

町役場に備え置いて縦覧に供する。

**鳥取県告示第六百一号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字蹴落五七二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第六百二号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字柚小屋ヨリ門口迄九三四の一八八（次の図に示す部分に限る。）

る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第六百三号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字中比良二〇二四の五、二〇二四の七、二〇二四の九、二〇二四の一〇、二〇二五の三、二〇二六の四、二〇二六の六、二〇二六の八、二〇二六の九、二〇三九の一、二〇三九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

**鳥取県告示第六百四号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、羽合町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量(羽合都市計画図(縮尺二千五百分の一)の写真測量による修正)
- 二 作業期間 平成九年八月十三日から平成十年一月三十日まで
- 三 作業地域 東伯郡羽合町の全域

### 選挙管理委員会告示

#### 選挙管理委員会告示第三十三号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項(同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成九年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、五九三  
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五九、八七三  
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三六、八九二

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三五、一二二  
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、一二八  
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、八二六  
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八九九  
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、八六四  
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇九七  
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一八、〇四五  
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、八五〇  
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇五三

### 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年9月5日

鳥取県公安委員会 松 本 敬

#### 1 講習の種別及び受講対象者 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
  - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成9年10月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糶町一丁目160 西部総合事務所講堂	八橋、米子、境港、溝口、 黒坂の各警察署の管内に 居住する者
		平成9年10月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階第 2執行部控室	若美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に 居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

正

誤

平成九年八月二十二日付鳥取県告示第五百六十九号（町の区域の新設等について）中の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

五 上 十 及び 十一

五三四の西筆界及び、北筆界

五三四の三の西筆界及び北筆界

〃 下 十

上福原西元屋敷

上福原字西元屋敷